

原子力災害対策編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
1. 登米市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	2
2. 登米市地域防災計画【風水害等災害対策編、震災対策編】との整合性	2
3. 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	3
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	4
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	5
1. 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	5
2. 過酷事故等により想定される原子力災害の形態	5
3. 緊急事態における判断基準	6
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	14
第6節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に 応じた防護措置	15
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置	15
2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	15
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	16
第8節 関係機関による応援協力	23
第9節 原子力防災体制等の整備	24
第2章 原子力災害事前対策	25
第1節 基本方針	25
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の 現況等の届出の受理	26
1. 原子力事業者防災業務計画に関する意見	26
2. 原子力防災要員の現況等の届出の受理	26
第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	27
1. 原子力防災専門官との連携	27
2. 上席放射線防災専門官との連携	27
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	28
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	29

1. 情報の収集・連絡体制の整備	29
2. 情報の分析整理	30
3. 通信手段の確保	32
第6節 緊急事態応急体制の整備	34
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	34
2. 災害対策本部体制等の整備	34
3. 対策拠点施設における立ち上げ準備体制等	34
4. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	35
5. 長期化に備えた動員体制の整備	35
6. 防災関係機関相互の連携体制	35
7. 自衛隊との連携体制	36
8. 応援要請等に基づく受け入れ体制	36
9. モニタリング体制等	37
10. 専門家の派遣要請手続き	37
11. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	37
12. 複合災害に備えた体制の整備	37
13. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	37
第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	38
1. 情報項目の整備	38
2. 情報伝達手段の整備	38
3. 住民相談窓口の設置等	38
4. 要配慮者への情報伝達体制の整備	38
5. 多様なメディアの活用体制の整備	38
第8節 避難受入活動体制の整備	39
1. 避難等計画の作成	39
2. 避難所等の整備	40
3. 避難行動要支援者に関する措置	41
4. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	42
5. 学校等施設における避難等計画の整備	42
6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難等計画の整備	43
7. 住民等の避難状況の確認体制の整備	43
8. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	43
9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	43
10. 避難所・避難方法等の周知	43
11. 飲食物の出荷制限、摂取制限等	44
第9節 緊急輸送活動体制の整備	45
1. 専門家の輸送体制の整備	45

2.	緊急輸送路の確保体制等の整備	4 5
第 10 節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	4 6
1.	救助・救急活動用資機材の整備	4 6
2.	救助・救急機能の強化	4 6
3.	原子力災害医療活動体制等の整備	4 6
4.	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	4 6
5.	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	4 7
第 11 節	物資の調達、供給活動	4 8
1.	物資の備蓄・調達、輸送体制の整備	4 8
2.	物資の緊急輸送活動	4 8
第 12 節	行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定	4 9
第 13 節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な 情報発信	5 0
第 14 節	防災業務関係者の人材育成	5 2
第 15 節	防災訓練等の実施	5 3
1.	訓練計画の策定	5 3
2.	訓練の実施	5 3
3.	実践的な訓練の実施と事後評価	5 4
第 16 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	5 5
第 17 節	災害復旧への備え	5 6
第 3 章	緊急事態応急対策	5 7
第 1 節	基本方針	5 7
第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	5 8
1.	警戒事態 (Alert) 等に係る通報連絡	5 8
2.	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡	5 9
3.	応急対策活動情報の連絡	6 1
4.	一般回線が使用できない場合の対処	6 2
5.	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	6 2
第 3 節	活動体制の確立	6 3
1.	原子力災害警戒体制	6 3
2.	緊急事態応急対策活動体制	6 9
3.	原子力災害合同対策協議会への出席等	7 4
4.	県に対する報告	7 5
5.	専門家の派遣要請	7 5
6.	応援要請及び職員の派遣要請等	7 5
7.	自衛隊の派遣要請等	7 5

8.	原子力被災者生活支援チームとの連携	75
9.	防災業務関係者の安全確保	76
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	78
1.	住民等への情報伝達活動	78
2.	住民等からの問い合わせに対する対応	80
第5節	屋内退避、避難の受入れ等の防護措置	82
1.	屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施	82
2.	避難所等	83
3.	広域一時滞在	85
4.	安定ヨウ素剤の予防服用	85
5.	避難行動要支援者への配慮	86
6.	要配慮者への配慮	86
7.	学校等施設における避難措置	87
8.	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	87
9.	警戒区域の設定、避難勧告等の実効を上げるための措置	87
10.	飲食物、生活必需品等の供給	87
11.	独自の判断による措置	87
12.	防護措置の方法等	88
13.	周辺市町村への避難	90
14.	避難・屋内退避等の誘導	91
15.	立入制限等の措置	91
16.	治安の確保	91
17.	火災の予防	91
18.	飲食物の出荷制限、摂取制限等	91
第6節	緊急輸送活動	93
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	95
1.	資機材の確保	95
2.	応援要請	95
3.	医療措置	95
第8節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	96
1.	市のとるべき措置	96
2.	当該運搬を委託した原子力事業者のとるべき措置	96
第9節	自発的支援の受入れ等	98
1.	ボランティアの受入れ	98
2.	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	98
第10節	行政機関の業務継続に係る措置	99

第4章	原子力災害中長期対策	100
第1節	基本方針	100
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	101
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	102
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	103
第5節	各種制限措置の解除	104
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	105
1.	災害地域住民の記録	105
2.	災害対策措置状況の記録	105
第7節	被災者等の生活再建等の支援	106
第8節	風評被害等の影響の軽減	107
第9節	被災中小企業等に対する支援	108
第10節	心身の健康相談体制の整備	109